特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	成人保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士吉田市は、成人保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

富士吉田市長

公表日

令和4年3月9日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	成人保健事業に関する事務
②事務の概要	・成人保健事業は健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づき、住民の健康の増進を図るため、生活習慣相談等の実施を行うものである。そのうち健康増進法第19条の2に基づき実施する健康増進事業として、次の事業に係る検診等の実施、健診情報の記録管理、統計業務を行う ・健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業(健康診査等) (1)歯周疾患検診(2)骨粗鬆症検診(3)肝炎ウイルス検診(4)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査(5)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める保健指導(6)がん検診 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①健康診査及び各種がん検診対象者の抽出 ②健康診査及び各種がん検診の結果の管理 ③健康教育対象者の抽出 ④教育・相談・訪問の結果管理 ⑤各事業の統計処理 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	健康管理システム(LOG-HEALTH)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	· A
成人保健事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一 76の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】102の2項 【情報照会】102の2項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】50条 【情報照会】50条
5. 評価実施機関における	。 5担当部署
①部署	市民生活部健康長寿課 健康推進室

①部署	市民生活部健康長寿課 健康推進室
②所属長の役職名	健康推進室長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先</mark> 総務部総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 総務部総務課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か]4年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	14年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策				
1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続	しない(入手)	[]接	続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	ている				
7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[]	外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	5			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明